

制定	平成14年	1月18日	近運旅二公示第3号
改正	平成17年	2月21日	近運自二公示第61号
改正	平成17年	4月1日	近運自二公示第3号
改正	平成17年	4月28日	近運自二公示第11号
改正	平成18年	3月30日	近運自二公示第64号
改正	平成20年	6月13日	近運自二公示第7号
改正	平成21年	3月11日	近運自二公示第74号
改正	平成24年	1月30日	近運自二公示第36号
改正	平成26年	1月27日	近運自二公示第42号
改正	平成27年	1月14日	近運自二公示第20号
改正	平成27年	10月1日	近運自二公示第20号
改正	平成28年	12月20日	近運自二公示第35号
改正	平成30年	4月18日	近運自二公示第4号
改正	令和元年	8月1日	近運自二公示第12号
改正	令和6年	1月25日	近運自二公示第43号
改正	令和6年	5月21日	近運自二公示第9号

公 示

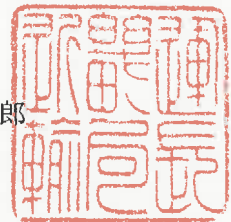
個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について

個人タクシー事業の許可申請、譲渡譲受認可申請及び相続認可申請等について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和6年5月21日

近畿運輸局長

日笠 弥三郎



記

I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

1. 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域は別表のとおりとする。

2. 年齢

申請日現在の年齢が65歳未満であること。

3. 運転経歴等

有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。

かつ、申請日現在における次に掲げる年齢区分に応じて定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

(1) 35歳未満

- ① 申請する営業区域において、申請日を含み申請日前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者等に運転者として雇用されていること。
- ② 申請日を含み申請日前10年間無事故無違反であること。

(2) 35歳以上65歳未満

- ① 申請日を含み申請日前25年間のうち、自動車〔道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。）とする。〕の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。
- ② 申請する営業区域において、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

なお、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き支局へ選任届を提出した運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含む。

4. 法令遵守状況

(1) 申請日を含み申請日前5年間及び申請の処分日までに、次に掲げる処分を受けていないこと。

また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。

- ① 道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
- ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
- ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- ⑤ 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

(2) 申請日以前3年間及び申請日以降、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日以前の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付

されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

(3) (1)又は(2)の違反により現に公訴を提起されていないこと。

5. 資金計画

(1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

① 設備資金(③を除く。)

原則として70万円以上(ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。)

② 運転資金

原則として70万円以上

③ 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

④ 保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料(保険期間12ヶ月以上)、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

(2) 所要資金の100%以上の自己資金(自己名義の預貯金等)が、申請日以降常時確保されていること。

6. 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

(1) 申請する営業区域内にあり、原則として住居と営業所が同一であること。

(2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住の実態が認められるものであること。

(3) 使用権原を有するものであること。

7. 事業用自動車

(1) 使用権原を有するものであること。

(2) 次の①～③に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。

① 電子地図(電磁的方式により記録された地図(少なくとも営業区域内の旅客自動車運送事業運輸規則第29条第1項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。))をいう。以降同じ。)を当該機器の映像面に表示する機能

② 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能

③ 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

8. 自動車車庫

(1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。

(2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。

(3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。

(4) 土地、建物について、1年以上の使用権原を有するものであること。

- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (7) 確保の見通しが確実であること。

9. 健康状態及び運転に関する適性

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

10. 法令に関する知識

申請する営業区域を管轄する近畿運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。なお、法令の試験の実施については、「個人タクシー事業の許可等に係る試験の実施について（平成14年1月18日近運旅二公示第6号。以下「試験実施公示」という。）」で定めるところにより実施するものとする。

11. その他

申請日を含み申請日前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

12. 申請及び処分の時期等

(1) 申請の受付

毎年9月とする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。なお、申請書の様式については、別に定める。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日近運自二公示第56号。以下「準特公示」という。）」Ⅱ. 1. に基づき近畿運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

(2) 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、近畿運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、準特公示に定める期間の範囲内において行うこととする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の

2の規定に基づき却下処分とする。

II. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等（地域の実情を勘案して当該地域に個人タクシーが必要と認める地域）における許可（法第4条第1項）

I. 1.、4.、5.、6.（1）・（3）、7.～9.及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

2. 運転経歴等

①申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。

②有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る、以下同じ。）を有していること。

3. 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

①申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する都道府県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する都道府県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。

②申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

4. 法令に関する知識

近畿運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。なお、申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

5. 申請及び処分の時期等

（1）申請の受付

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、準特公示II. 1.に基づき近畿運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

（2）法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

（3）申請内容の確認

申請内容の確認のため、近畿運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

（4）処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、準特公示に定める期間の範囲内において行うこととする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

Ⅲ. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

1. 新規許可等に付す期限

- (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。
- (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、2. (15) の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

2. 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

- (1) 許可等から引き続き有効な第二種運転免許を有するものとする。なお、当該第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合には許可を取り消す。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行ってはならない。
- (4) 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人」と表示しなければならない。
- (5) 月に2日以上の上の定期休日を定めなければならない。
- (6) 近畿運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じなければならない。
- (7) 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存しなければならない。
- (8) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可の取り消しをすることがある。
- (9) 健康診断は、公的医療機関等の医療提供施設において毎年受診すること。
- (10) 処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可の取り消しをする。
- (11) 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳の誕生日の前日（Ⅱ. 3. ②により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限は付さない。
- (12) 許可等の日から4か月以内に事業を開始すること。
- (13) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には許可の取り消しをすることがある。
- (14) 許可等に付した期限の更新を行わなかった場合には、その許可の効力は失う。
- (15) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1. (2)により許可期限が認可の日までとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わ

ないものとする。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消す。

IV. 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、Ⅲ. 1. (2)が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が65歳以上80歳未満であること。
- ② 年齢が65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
- ③ 年齢が65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

(2) 譲受人の資格要件

I. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下の者であること。ただし、5. 資金計画の①設備資金については、70万円を50万円と読み替える。

(3) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

原則として通年受付とする。

② 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請書の様式

申請書の様式については、別に定める。

④ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、近畿運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

⑤ 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。

2. 相続の認可

(1) 被相続人の死亡時における年齢が75歳未満であること。

(2) 相続人がI. に定める基準を満たす者であること。

ただし、5. 資金計画の①設備資金については、70万円を50万円と読み替える。

(3) 申請の受付及び法令の試験並びに処分は、随時行うこととする。

ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。

V. 運送約款の認可（法第11条第1項）

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

VI. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

Ⅶ. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

1. I. 及びII. に定めるところに準じて審査することとする。

2. 関西国際空港における取扱い

(1) 泉佐野市、田尻町、泉南市のうち関西国際空港の区域に営業区域を拡大する事業計画変更認可にあつては、別表に定める大阪市域交通圏、河南交通圏、河南B交通圏及び和歌山市域交通圏のうち、いずれかの営業区域内に営業所を有する事業者であつて、かつ、行政処分期間中を除くものとし、少なくとも以下の条件を付すこととする。

① 関西国際空港を発地とする旅客の輸送に限る。

Ⅷ. 許可に付した期限及び条件の変更

上記I. ～IV. 及びⅦ. の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記I. ～IV. 及びⅦ. の定めるところにより審査するものとする。

Ⅸ. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

2. この公示中、I. 3. (2) ②の規定は、平成16年1月31日以前に受付した申請については、なお従前のおり、下記取扱いでもよいこととする。

(1) 申請する事業区域において5年以上運転経歴があること。

(2) 申請事業区域内において次に該当する期間が、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上ある者であること。

① 自動車の運転を職業とした期間。

② 一般旅客自動車運送事業の運行管理者又は整備管理者として勤務した期間（当初運転者として雇用され、引き続き管理者となった者に限る。）。

3. この公示中、Ⅲ. 1. (1) ①の規定は、平成15年1月31日までの申請に限って特例措置により、なお従前の取扱い（65歳以上75歳以下）による。

4. この公示中、Ⅲ. 2. (1)の規定は、平成15年1月31日までの申請に限って特例措置により、なお従前の取扱い（75歳以下）による。

5. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」の細部取扱いについて（平成14年1月18日付け近運旅二第8030号）通達の定めによるものとする。

6. 平成13年3月15日付け近運旅二公示第11号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許及び事業計画変更認可に関する審査基準について」及び同日付け近運旅二公示第12号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の譲渡譲受認可等に関する審査基準について」並びに同日付け近運旅二公示第14号「免許等に係る抽選方法等について」は、平成14年1月31日限りでこれらを廃止する。

7. 公示改正後平成24年2月1日から3月31日までの間について申請は受け付けない。

8. 平成24年度に限り、Ⅲ. 1. (3)に定める法令の試験のうち平成24年5月の試験は実施しない。

附 則

この公示は、平成17年 2月21日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成17年 4月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成17年 4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この公示は、平成18年 3月30日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成20年 6月14日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成21年 3月11日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成24年 4月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この公示は、平成26年 1月27日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成27年 4月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成27年10月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この公示は、平成30年 4月18日以降から適用する。

附 則

この公示は、令和元年 8月 1日以降に処分を行うものから適用する。なお、改正後のⅡ.

1. (2)並びに2. (1) 及び (15) については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附 則

この公示は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

なお、改正後のⅢ. 2. (11)については、平成14年1月31日以前に個人タクシー事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

附 則

この公示は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

別表

人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域

府県名	営業区域	区域
大阪府	大阪市域 交通圏	大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。）及び池田市・伊丹市のうち大阪国際空港の区域
	北摂 交通圏	池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡及び豊中市・伊丹市のうち大阪国際空港の区域
京都府	京都市域 交通圏	京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡
兵庫県	神戸市域 交通圏	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、川辺郡及び池田市・豊中市のうち大阪国際空港の区域
	姫路・西播磨 交通圏	姫路市、赤穂市、相生市、宍粟市、たつの市、神崎郡、佐用郡、揖保郡及び赤穂郡
奈良県	奈良市域 交通圏	奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域を除く。）
滋賀県	大津市域 交通圏	大津市
和歌山県	和歌山市域 交通圏	和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、海草郡及び伊都郡かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域を除く。）

人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域

府県名	営業区域	区域
大阪府	河北 交通圏	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市及び大東市
	河南 交通圏	松原市、藤井寺市、柏原市及び羽曳野市
	河南B 交通圏	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域に限る。）及び南河内郡
	泉州 交通圏	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡
	豊能郡	豊能郡
京都府	中部 交通圏	亀岡市、京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。）、南丹市及び船井郡
	中丹 交通圏	福知山市、舞鶴市及び綾部市
	丹後 交通圏	宮津市、京丹後市及び与謝郡
兵庫県	東播磨 交通圏	加古川市、高砂市、加西市、小野市、三木市、三田市、西脇市、加東市、加古郡及び多可郡
	丹波 交通圏	丹波篠山市及び丹波市
	但馬 交通圏	豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡
	淡路島 交通圏	洲本市、南あわじ市及び淡路市
奈良県	生駒 交通圏	生駒市、大和郡山市及び生駒郡
	西大和 交通圏	香芝市、葛城市、北葛城郡及び磯城郡
	山の辺 交通圏	天理市、桜井市、奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域に限る。）及び山辺郡
	中部 交通圏	大和高田市、橿原市及び高市郡
	金剛 交通圏	御所市及び五條市
	大台 交通圏	宇陀市、宇陀郡及び吉野郡
滋賀県	湖南 交通圏	草津市、守山市、栗東市及び野洲市
	中部 交通圏	近江八幡市、東近江市（ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域を除く。）及び蒲生郡
	湖東 交通	彦根市、東近江市（ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域に限る。）、愛知郡及び犬上郡
	湖西 交通圏	高島市
	湖北 交通圏	長浜市及び米原市
	甲賀 交通圏	甲賀市及び湖南市
和歌山県	橋本 交通圏	橋本市及び伊都郡（九度山町、高野町及びかつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域に限る。））
	中紀 交通圏	有田市、御坊市、有田郡及び日高郡（由良町、日高町、美浜町、印南町及び日高川町）
	紀南 交通圏	田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡

※上記の営業区域のうち、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域及び第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている営業区域を除いた地域とする。